

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。この「基本的な方針」をより簡単に表すと、都市として発展していくための課題に対応した、宇城市のあるべき「まち」の姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画です。

- 都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具現性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。
- 概ね20年先を見通して策定
長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次を概ね20年後に設定します。
- 都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための方針を示す
現状分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。
- 市民のみならず、市民の意向を反映した計画
市民のみならず、市民の意向を反映することが求められるため、市民意向を把握するための方策が必要となります。
- 上位計画との整合
都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即したものとする必要があります。

2. 改定目的

現行の都市計画マスタープラン（2009（平成21）年3月）の策定から概ね10年が経過する中で、社会情勢や市の環境、市民の意識は大きく変化し、新たなまちづくりの課題が発生しています。

本市では、このような課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、「宇城市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

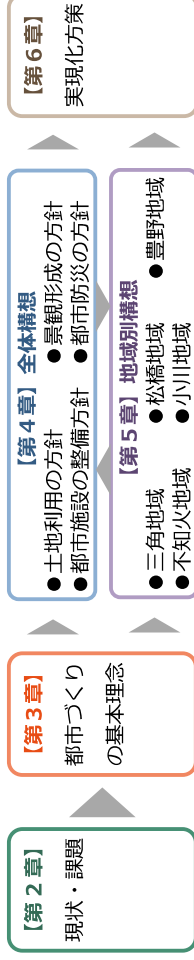
3. 対象範囲

本マスタープランは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。土地利用や都市施設、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等のあり方を検討し、都市全体の将来ビジョンを明確化することが重要であることから、本市の行政区全域を本マスタープランの対象範囲とします。

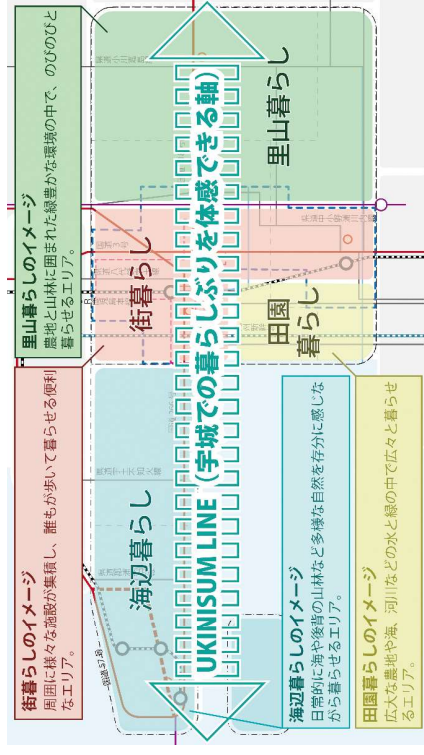
4. 目標年次

目標年次は、本マスタープランが長期的なまちづくりの計画であることから、国勢調査年次である2020（令和2）年を基準とし、概ね20年後の2040（令和22）年を目標年次とします。

5. 都市計画マスタープランの構成



海×山×まちが織りなす
多様な暮らし方を選択できるまち・宇城



2. 都市づくりの基本方針

魅力に満ちた生活圏の形成と波及による
“暮らしやすい”まちづくり

- 施策方針1：地域の生活を支える魅力的な生活圏の形成
- 施策方針2：生活圏を結び交通ネットワークの形成
- 施策方針3：多様な暮らし方を可能とする自然共生型の居住地形成

地域活力を高める賑わいと交通の要所を
活かした産業の発展による
“暮らし続ける”まちづくり

- 施策方針1：交通の要所であるJR駅を中心とした賑わいの創出
- 施策方針2：多様な産業の発展と新規産業の誘致による地域活力の維持・創出
- 施策方針3：恵まれた広域交通網を活かした交流の拡大

水と緑豊かな自然環境とそれに育まれてきた歴史文化の継承・活用による
“暮らしがたくくなる”まちづくり

- 施策方針1：水と緑豊かな自然環境の保全
- 施策方針2：三角西港等の歴史・文化資源の保全及び観光への活用
- 施策方針3：自然、文化、都市を象徴する景観の保全及び形成

みんなが支え、安全・安心に
“暮らし合う”まちづくり

- 施策方針1：復興の推進と大規模災害に対応する朝やかな都市の形成
- 施策方針2：みんなが支える地域福祉の充実
- 施策方針3：市民との協働によるまちづくりの推進

1. 将来都市構造とは

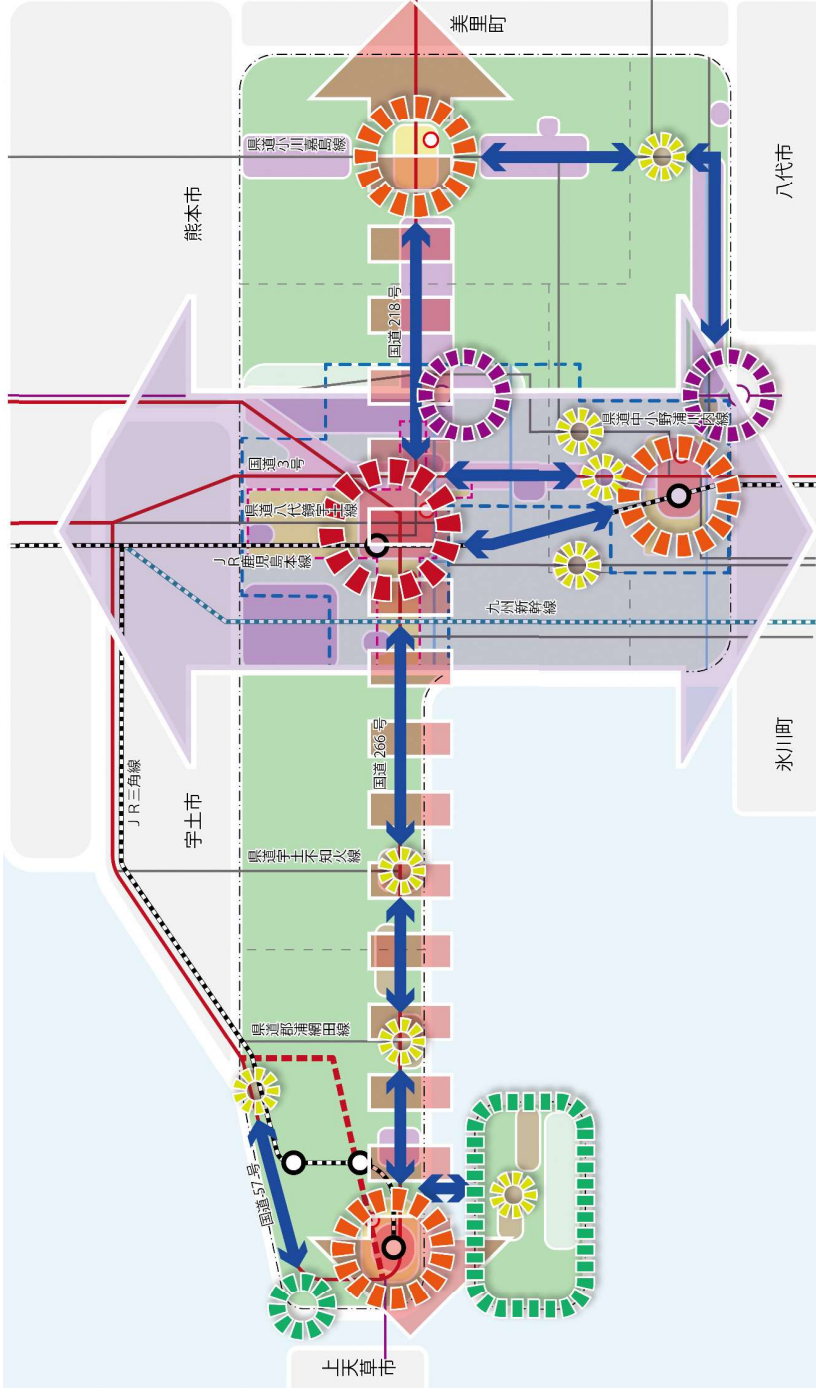
将来都市構造は、本市が目指す将来の都市の姿を「点：拠点」「線：連携軸」、「面：土地利用」の3つの要素で表現したものです。周辺市町村や市内の各拠点を連携軸で有機的に結び、各拠点が都市づくりの基本理念や基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう以下のとおり設定します。

2. 拠点形成

都市拠点 	様々な都市機能の集積やにぎわいの創出とともに、公共交通と連動した、歩いて暮らしやすいまちなかづくりを進めます。
地域拠点 	都市拠点との役割分担による都市機能の集積・維持を図るとともに、地域の特性に応じた拠点づくりを行います。
生活拠点 	集落における生活利便性を確保する役割を担う拠点であるため、生活に必要な最小限の都市機能の集積・維持を図ります。
産業拠点 	広域交通の利点を活かした既存産業の操業環境の維持と円滑な流通環境の確保を図ります。
レクリエーション拠点 	市を代表する歴史・文化資源の保全及び周辺を含めた魅力的な景観形成を図り、観光による交流人口の増加を図ります。

3. 連携軸







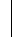
都市間連携軸 	周辺市町村と連携し、本市全体の活性化を図る重要な役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地利用の促進を図るとともに、魅力的な沿道景観の形成等、市内への交通流動の確保を図ります。
拠点間連携軸 	各拠点間の有機的な連携を図り、市内各所の生活利便性を確保する役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地利用の促進を図るとともに、路線バス等の公共交通の維持・充実を図ります。
UKINISUM LINE 	本市の魅力的で多様な暮らしがびりりから東西で移り変わる様相を色濃く表現する軸であるため、暮らしびりり等に配慮した豊かな景観形成による対外的なPRを図るとともに、路線バス等の公共交通の維持・充実による多様な暮らしがびりりの連携の強化を図ります。



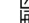
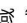

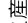
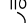

《拠点形成》

-  都市拠点
-  地域拠点
-  生活拠点
-  産業拠点
-  レクリエーション拠点
-  都市間連携軸
-  拠点間連携軸
-  UKINISUM LINE

《連携軸》

-  商業・業務地区
-  工業地区
-  沿道地区
-  集落地区
-  都市間連携軸
-  拠点間連携軸
-  UKINISUM LINE

《基盤情報》

-  住宅地区
-  農地
-  山林
-  都市計画区域
-  用途地域
-  行政区画
-  地域界
-  国道
-  県道
-  高速道路
-  河川
-  鉄道
-  市役所・支所
-  IC
-  駅

商業・業務地区 	魅力ある中心地として計画・整備を進めるとともに、快適性・回遊性を有する商業空間の形成を図るものとします。	住宅地区 	地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めるとともに、整備・充実を図り、地域住民の交流の確保や余暇需要に対応した整備を進めます。
工業地区 	今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定などの活用で工業用地を供給し、現工業地は、施設周辺の整備・環境に配慮した整備を進めます。	農地 	土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全を推進します。
沿道地区 	市街地との適正な機能分担・連携、商業や工業等の沿道の土地活用を図るとともに、これらと住宅が共存する地区として、その環境整備を進め、秩序ある土地利用を推進します。	山林 	国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全を図るとともに活用との両目的での一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供、市民の心的シンボルとして保全整備を図ります。
集落地区 	主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図り、土地の高度利用と良質の住宅地の供給を推進します。		